

平成27年5月22日

会 員 各 位

茨城県毒物劇物保安協会

会 長 大 春 一 也

(公印省略)

毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について

このことについて、平成27年5月21日付け薬第299号をもって茨城県保健福祉部薬務課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



薬 第 2 9 9 号
平成 2 7 年 5 月 2 1 日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部薬務課長



毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について

日ごろより、毒物劇物行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、女子大学生が高校在学中、劇物である硫酸タリウムを同級生に飲ませて殺害しようとしたとして逮捕される事件が発生しました。本件については、容疑者が年齢を偽って販売業者から劇物を入手した疑いがもたれています。

つきましては、別添の厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知（平成17年11月14日付け薬食審査発第1114001号及び薬食監麻発第1114001号）に基づき、毒物及び劇物の適正な販売を改めて徹底されるよう、貴会員に対する周知をお願いいたします。

<担当>

薬務課毒物劇物担当 吉田

TEL : 029-301-3388

薬食審査発第 1114001 号
薬食監麻発第 1114001 号
平成 17 年 11 月 14 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市 } 衛生主管部 (局) 長 殿
特 別 区 }

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の適正な販売等の徹底については、平成 11 年 1 月 13 日付け医薬発第 34 号厚生省医薬安全局長通知（別添）によりお願いしているところです。

今般、静岡県において、劇物である酢酸タリウムを用いた傷害事件が発生し、これまでの静岡県東部保健所の調査等から、同県内の薬局が当該劇物を 18 歳未満の学生に販売したこと（毒物及び劇物取締法（法律第 303 号、以下「毒劇法」という。）第 15 条違反）が明らかになりました。

貴職におかれましては、特に下記の内容について再度の指導徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、今後当該事件に係る新たな事実が判明した場合、更に通知を発出する等必要な対応を採ることがありますので、御承知おきください。

記

1. 毒物劇物営業者に対して、毒劇物の譲渡に当たっては、毒劇法第 14 条及び第 15 条の規定を遵守するとともに、身分証明等により譲受人の身元（法人にあっては当該法人の事業）並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行うよう指導すること
2. 家庭用劇物以外の毒劇物の一般消費者への販売等を自粛するよう引き続き指導すること。